

鹿屋市 1 か月児健康診査受診費の償還払に関する要綱を廃止する要綱

鹿屋市 1 か月児健康診査受診費の償還払に関する要綱（令和 6 年鹿屋市告示第 351 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。